

第 11 期（2024 年）

一般社団法人 日本訪問看護認定看護師協議会 定 時 総 会 資 料

日 時 2024 年 6 月 8 日（土）10：00 開始
会 場 公益財団法人 日本訪問看護財団 会議室

一般社団法人 日本訪問看護認定看護師協議会

第11期(2024年)
定時総会次第

1. 開会
2. 議長及び議事録署名人の選出
3. 報告事項
第10期(2023年度)事業報告及び収支決算報告・
監査報告承認の件
4. 審議事項
第1号議案 第11期(2024年度) 事業計画(案)
第2号議案 第11期(2024年度) 収支予算(案)
第3号議案 任期満了に伴う役員改選(案)の件
第4号議案 定款一部変更(案)の件
5. 議長解任
6. その他
7. 閉会

報告事項 第10期(2023年度)事業報告及び収支決算報告・監査報告承認の件

第10期(2023年度)事業報告については、4月に発送した事業報告書(冊子)をもって報告とさせていただきます。

記載内容の訂正とお詫び(正誤表)

この度、2024年3月に制作致しました「2023年度 訪問看護認定看護師による在宅ケア・在宅看取り活動の推進 事業報告書」におきまして、掲載内容に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

該当箇所①) P.10 北関東ブロック 地図
誤)



正)



該当箇所②) P.17 東海北陸ブロック 地図
誤)



正)



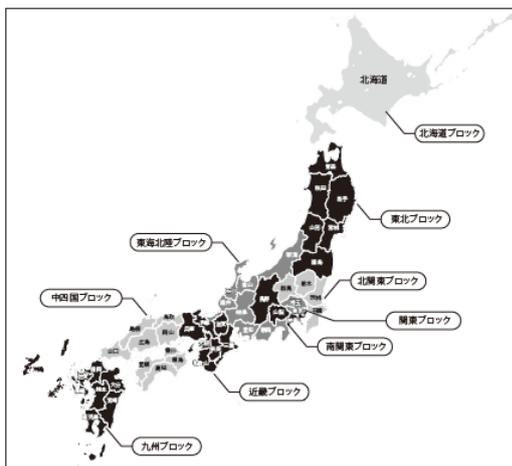
該当箇所③) P.19 近畿ブロック 地図
誤)



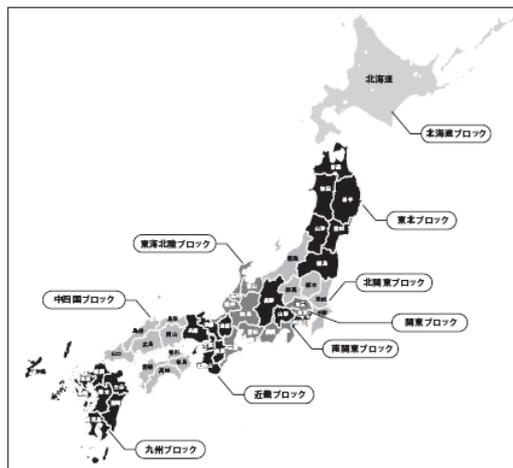
正)



該当箇所④) P.52 9ブロック区分図
誤)



正)



以上

第 11 期(2024 年度)事業計画

1. 事業目標

- ブロック活動を通じて個々の質向上を図り、地域で基幹的な役割を担うことができる
- 地域に旬な情報発信を行い、地域の訪問看護師や事業所の質向上を図り格差を是正できる
- 地域住民へ在宅療養に関する情報発信を行い、地域全体で住民生活の支援ができる
- 2026 年度で会員数 576 名を目指す

2. 事業内容

自己研鑽活動

訪問看護認定看護師および在宅ケア認定看護師としての知識を深めたり、ブロックの訪問看護の質の向上に寄与する内容を計画し、実施する。

(1) ブロック活動

①ブロック会員向け研修 ②交流会 ③研究活動 ④地域向け研修会 ⑤会議 ⑥その他を主な活動とし、全国 9 ブロックで年間 2 回程度の活動を実施。9 月までに次年度計画提出する。

(2) 総会及び同時開催研修会・交流会

協議会会員が一堂に会する場を、合計 2 回設ける。春期はオンライン、秋期は東京都でのリアル開催を予定。

【評価】 いずれも報告書提出・アンケートにて満足度を評価し、8 割満足为目标とする

地域貢献活動

自身の経験を活かし、訪問看護認定看護師および在宅ケア認定看護師が社会資源となるような活動を行う。

(3) 訪問看護ステーションの運営改善相談・多機能化サポート

ミニセミナー&座談会の企画をし、オンラインにて 1 回開催する。(会員より 5 名選出)

【評価】 参加者 20 名の実施・アンケートにて満足度を評価し、8 割満足为目标とする

(4) 訪問看護ステーションの BCP 作成支援

BCP 作成の現状に対し認定看護師として何ができるのかを考え、活動を通じて訪問看護ステーションの質の向上が図れるよう企画・実行する。(会員より 5 名選出)

【評価】 3 事業所へ実施・アンケートにて満足度を評価し、8 割満足为目标とする

(5) メール相談活動

全国の訪問看護ステーション管理者を対象とし、訪問看護ステーションの運営、事例などの相談を受け付け、相談者が解決への糸口を見出せるような支援を実施する。

(会員より 5 名選出)

【評価】 相談件数 30 件目標とする

(6) 報酬改定に向けた活動

次回提言するテーマの検討及び、認定教育課程の減少に関する会員調査を実施する。

(会員より 2 名選出)

【評価】 認定教育課程の減少に関する調査集計と関係各所への提出

組織力強化

組織力を高め、社会へ情報発信を行う。

(7) ホームページや Facebook による情報発信、その他 PR

ホームページや Facebook による情報発信、事業報告書の制作・配布を実施。このほか、理事会、ブロック長会議の実施・入会促進 PR

【評価】 ホームページや Facebook の活用（各活動報告）・事業報告書制作(600 部予定)・2024 年度認定看護師合格者 8 割入会

第3号議案 任期満了に伴う役員改選（案）の件

現役職	氏名（所属ブロック）	所属	
理事	平野 智子（関東ブロック）	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションコスモス	退任
理事	松下 容子（東海北陸ブロック）	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション四日市	退任
理事	山崎 佳子（北関東ブロック）	株式会社 やさしい手 看護小規模多機能型居宅介護・かえりえ南佐津間	重任
理事	廣川 直美（関東ブロック）	ナースステーション東京 目黒支店	重任
理事	大橋 奈美（近畿ブロック）	医療法人ハートフリーやすらぎ 訪問看護ステーション ハートフリーやすらぎ	重任
理事	川崎 幸栄子（九州ブロック）	公益社団法人 熊本県看護協会	重任
監事	野崎 加世子（東海北陸ブロック）	これからの在宅医療看護介護を考える会	重任

[新理事候補者]

役職	氏名（所属ブロック）	所属
理事	前野 美紀（東海北陸ブロック）	ケアシス訪問看護ステーション

[参考]*定款 第4章役員（抜粋）

第23条（役員を選任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外のものから選任することを妨げない。

第24条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第4号議案 定款一部変更(案)の件

現行定款の一部を次のとおり改正することについて審議をお願いします。

1. 変更の理由

日本財団助成事業の対象団体は、非営利の徹底が確認できる団体であることが条件となっているため。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおり。

(下線は変更箇所)

現 行	改正案
<p>一般社団法人 日本訪問看護認定看護師協議会 「定款」 第6章 計 算 第41条(事業報告及び決算) 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>一般社団法人 日本訪問看護認定看護師協議会 「定款」 第6章 計 算 第41条(事業報告及び決算) 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p><u>第42条(剰余金)</u> 当法人は、剰余金の分配は行わない。</p>